



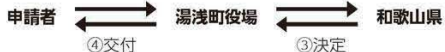
# 福祉・介護

## 障がい者福祉 日常生活の援助

### 障害者手帳等の交付

福祉サービスを受けるため、障がいのあることを証明する手帳を交付します。交付の手順は次のとおりです。

- ①申請
- ②送付



### 身体障害者手帳

問 福祉課 福祉係 ☎64-1120(内線105・106)

- 対象者 身体障がいのある方
- 申請に必要な書類等
  - 身体障害者手帳交付申請書
  - 和歌山県の指定した医師の意見を付した診断書
  - 本人の写真(縦3cm×横2.5cm 上半身脱帽)
  - 印鑑

### 療育手帳

問 福祉課 福祉係 ☎64-1120(内線105・106)

- 対象者 知的障がいのある方
- 申請に必要な書類等
  - 療育手帳交付申請書
  - 和歌山県の指定した医師の意見を付した診断書
  - 本人の写真(縦3cm×横2.5cm 上半身脱帽)
  - 印鑑

### 精神障害者保健福祉手帳

問 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008

- 対象者 精神障がいのある方
- 申請に必要な書類等
  - 診断書による申請の場合
    - 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
    - 本人の写真(縦4cm×横3cm 上半身脱帽1年以内のもの)
    - 手帳用の診断書
    - 印鑑
  - ※診断書による申請の場合は、自立支援医療(精神通院)の申請も、同時におこなうことができます。
  - 障害年金証書の写しによる申請の場合
    - 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
    - 本人の写真(縦4cm×横3cm 上半身脱帽1年以内のもの)
    - 印鑑
    - 年金証書の写し
    - 課税状況確認のための同意書
    - 年金の振込通知書または振り込まれた預金通帳
  - ※各用紙は、担当へ

名称	内容及び障害の程度	手当月額 (令和4年度)
特別障害者手当 (国制度) ※所得制限有り	国民年金法における1級程度の障がい重複するなど、著しく重度の障がい状態にあり、常時特別の介護が必要な20歳以上の方(施設入所者及び長期入院者を除く) ◆支給月…2月、5月、8月、11月の10日	27,300円
障害児福祉手当 (国制度) ※所得制限有り	重度障がいのため、常時介護が必要な20歳未満の方(施設に入所している児童を除く) ◆支給月…特別障害者手当と同じ	14,850円

**社会福祉法人 きたば会**  
Social welfare corporation KITABA society

在宅複合型施設 ひろの里  
通所介護事業/短期入所生活介護事業/訪問介護事業  
TEL:0737-67-9132

ファミリーホーム ひろの里(住宅型有料老人ホーム)

特別養護老人ホーム なつあけの里 ささゆり苑  
特別養護老人ホーム/短期入所生活介護事業/居宅介護支援事業  
TEL:0737-67-9150

地域密着型特別養護老人ホーム 冬野の郷  
特別養護老人ホーム/短期入所生活介護事業  
地域密着型通所介護事業  
TEL:073-479-0500

通所型デイサービスC アゲイン  
http://www.kitabakai.jp

就労継続支援B型

**希望の道**

一般社団法人 ビリーフ  
〒643-0071 広川町大字広323-1  
TEL 0737-63-0313  
https://belief-hope.com/



名称	内容及び障害の程度	手当月額 (令和4年度)
特別児童扶養手当 (国制度) ※所得制限有り	<1級の障がい程度> ・身体障害者手帳1、2級及び3級の一部、又はこれらと同程度の状態にある児童 ・療育手帳A1、A2、又はこれらと同程度の状態にある知的障がい児もしくは精神障がい児 ・終日就床を必要とする病状であって、活動がベッド周辺に限られる児童	52,400円
	<2級の障がい程度> ・身体障害者手帳3級及び4級の一部、又はこれらと同程度の状態にある児童 ・療育手帳B1、又はこれらと同程度の状態にある知的障がい児もしくは精神障がい児 ・日中の50%以上は就床している病状であるか、又は起居はできているが軽い運動はできない児童 ◆支給月…4月11日、8月11日、12月11日(ただし12月期については、11月11日から受け取れる) ※施設に入所している児童は対象外	34,900円
障害児手当 (町制度)	<重度心身障がい児> ・身体障がい児:身体障害者手帳1級～3級を所持している20歳未満の方(3級については施設に入所している方は対象外) ・知的障がい児:療育手帳A判定又はB1を所持している20歳未満の方(B1については、施設に入所している方は対象外)	月額12,000円
	<軽度心身障がい児> ・身体障がい児:身体障害者手帳3級～6級を所持している18歳未満の方(3級については施設に入所している方を含む) ・知的障がい児:療育手帳B判定を所持している18歳未満の方(B1については、施設に入所している方を含む) 有田地方就学等判別審議委員会の判別を受けた者(概ね各学校における特別支援学級に入っている方) ◆支給月…7月、11月、3月の25日	月額 7,000円

※各手当とも所得制限があります。

### 障がい福祉サービス

障がい児者や難病患者の方に、ヘルパー・短期入所・施設利用等各種サービスを提供します。サービスを利用した場合、課税状況により利用者負担があります。(原則1割、月額負担上限額あり)

### 自立支援医療

- 対象医療
  - 更生医療:人工透析、心臓疾患手術、肢体不自由に対する手術など
  - 育成医療:身体障がいを理由に児童が受ける手術
  - 精神通院医療
- 自己負担
  - 原則1割(医療保険の上限額まで、ただし課税状況等により月額負担上限額あり)

### 補装具の給付

障がい児者や難病患者の方が、身体機能の障がいを補うための用具を購入するときに補助します。ただし、課税状況により利用者負担があります。(原則1割、月額負担上限額あり)

- 対象品目
  - 義手、義足、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、補聴器、車いす、電動車いす、歩行者、歩行用補助つえ等

### 日常生活用具の給付

障がい児者の方が、日常生活上の困難を改善するための用具を購入するときに補助します。ただし課税状況により利用者負担があります(原則1割、月額負担上限額あり)。

- 対象品目
  - 介護ベッド、入浴補助用具、つえ、ネプライザー(吸入器)、たん吸引器、点字器、拡大読書器、人工喉頭、紙おむつ、ストマ用具、住宅改修等

### 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい児者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加による外出のために、ヘルパーによる支援を行います(定期的な通院、通学、習い事などによる外出は認められません)。ただし、課税状況により利用者負担があります(原則1割、月額負担上限額あり)。

社会福祉法人 **有田つくし福祉会**  
有田郡湯浅町橋原187-1  
電話 0737-64-1866 Fax 0737-64-1867  
E-mail tsukushi@estate.ocn.ne.jp  
URL http://www.wasaren.org/aridatukushi/

- つくし共同作業所  
湯浅町橋原187-1 Tel 0737-64-1866
- カフェ&ベーカリー・オーリーブ  
有田川町熊井759-1 Tel 0737-52-8565
- 早月園  
有田川町尾上13-1 Tel 0737-34-2008
- あつぷるホーム  
有田川町庄801-4
- 有田地域生活支援センターつくし  
有田川町熊井759-1 Tel 0737-52-6161

可能性、はぐくむ

和歌山県福祉事業団

社会福祉法人 **和歌山県福祉事業団**  
Wakayama Social Welfare Corporation

生活介護事業所 放課後等デイサービス  
夢おれんじ  
湯浅町橋原1058-1 TEL 0737-63-6551  
http://www.wfj.or.jp



## 日中一時支援事業

障がい児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、事業所への通所により障がい児者の日中における活動の場を提供します。ただし、課税状況により利用者負担があります(原則1割、月額上限負担額あり)。

## コミュニケーション支援事業

聴覚障がいなどのため意思疎通を図ることに支障がある方の社会参加に対して、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣します。

❖自己負担 無料

## 自動車運転免許取得助成事業

4級以上の身体障害者手帳を所持している方が自動車運転免許証を取得した場合において、免許取得に要した費用の3分の2を助成します(限度額10万円)。

## 自動車改造助成事業

障がいのある者が、所有する自動車を自ら運転できるように改造する場合において、その改造に要した費用の一部を助成します。

❖助成条件

- ①上肢、下肢又は体幹機能障がいの2級以上の身体障害者手帳を所持していること。(それぞれの障がい箇所において、単独で2級であること)
  - ②身体障がい者本人が所有する自動車であること
- ❖助成額 10万円まで(所得制限があります)。

## 福祉タクシー券交付(町制度)

身体障害者手帳1、2級及び療育手帳A1、A2を所持している方に対して、初乗り料金が無料となるタクシー券を交付します(年間24枚、加算分は自己負担となります)。

## 心身障害者扶養共済制度(県制度)

障がい者の保護者が毎月一定の掛金を支払い、その保護者が死亡したり身体に著しい障害を有する状態になった時に、障がい者に対して終身にわたり年金を支給する制度です。

❖掛金

加入者(保護者)の加入時の年齢及び口数によって異なります。また、一定の条件によっては、減免が適用される場合があります。

❖年金月額 1口加入:2万円  
2口加入:4万円

## 交通の援助

障がい者の移動を援助する目的で、次の割引制度があります。

### ▶有料道路通行料金の割引

❖対象者

- ・身体障がい者本人
- ・第1種身体障がい者または第1種知的障がい者の介護者(同乗時に限る)

## ▶JR各社・私鉄旅客運賃等の割引

❖対象者

- ・第1種身体障がい者および第1種知的障がい者が単独または介護者とともに乗車する場合
- ・第2種身体障がい者および第2種知的障がい者が単独で乗車する場合

### ▶航空旅客運賃等の割引

満12歳以上の身体障がい者、知的障がい者およびその介護者が、定期路線の国内線を利用する場合に運賃が割引されます。

### ▶バス運賃割引

バスを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、運賃が割引されます(一部バス会社を除く)。

❖割引額 5割

### ▶タクシー運賃割引

タクシーを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより、運賃が割引されます。

❖割引額 1割

## 税金の軽減や免除の制度

☎ 住民生活課 税務係 ☎64-1106

### ▶所得税の軽減

本人、控除対象配偶者、または扶養親族が障がい者である場合、課税対象者の所得金額から控除が受けられます。

### ▶住民税の軽減

- ・前年の合計所得金額が一定額以下の障がい者は非課税です。
- ・本人、控除対象配偶者、または扶養親族が障がい者である場合、課税対象者の所得金額から控除が受けられます。

### ▶軽自動車税等の免除

- ・障がい者本人が所有する車
  - ・18歳未満の身体障がい者等と生計をともにする方が運転する車など
- ※障がいの区分・級別により、減免基準に該当した場合に限られます。

## ▶NHK放送受信料免除

障害者手帳を所持されている方がいる世帯が次のような状況である場合、受信料が免除されます。

- ・世帯に障害者手帳を所持されている方がいて、かつ世帯全員が町民税非課税の場合:全額免除
- ・障害者手帳を所持されている方が世帯主で、
  - ①身体:1・2級もしくは視覚・聴覚障がい
  - ②知的:A1・A2
  - ③精神:1級
 の手帳を所持している場合:半額免除

## ▶重度心身障害児(者)医療費助成制度

☎ 福祉課 福祉係 ☎64-1120

重度心身障がい児(者)の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため医療費の助成を行っています(所得制限があります)

	身体障害者手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級・療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳3級
入院	○	○
入院外	○	

平成18年8月1日より和歌山県重度心身障害児(者)医療費の制度改正により、65歳以上で新たに重度心身障がい者になられた方は重度心身障害児(者)医療費制度を受けられなくなりました。

## ▶障がい者虐待防止法関連

湯浅町障がい者虐待防止センター TEL64-1120

## ひとり親家庭福祉

☎ 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線141)

## ▶母子寡婦福祉資金(県制度)

母子・父子家庭の母・父や寡婦の方に対して、子供の修学に要する費用や自身の技能習得や医療、住宅に要する費用に充てるための資金の貸付を行います。

## ▶ひとり親家庭医療費助成制度

母子・父子家庭に対し医療費助成を行っています。

## こころの相談室

☎ 健康推進課 保健子ども係 ☎65-3008(内線141)

## ▶こころの相談室

住民の方々のこころの悩みを専門の心理士がお伺いしています。

❖日時 毎週水曜日 9時~11時

❖場所 健康推進課

※事前予約をおすすめしています。時間は相談可。無料。



介護のことなら  
お気軽に  
ご相談ください

デイサービス  
**和の郷**

広川町 広81-8

TEL0737-23-8080



ケアプランセンター  
**和の郷**

広川町 広81-3

TEL0737-23-8805

広告



## 介護保険

問 福祉課 介護保険係 ☎64-1120(内線103・104)

介護は誰もが直面する課題です。その介護を国民全員で支える制度で、40歳以上すべての方に加入していただきます。

- ◆第1号被保険者 65歳以上の方
- ◆第2号被保険者 40歳以上64歳以下の方

### 介護保険料

第1号被保険者については、介護保険者である湯浅町が決定します。介護保険料は3年ごとに見直しをします。第2号被保険者については、現在加入している医療保険者が決定します。

### 介護保険料の納め方

- ◆特別徴収 年6回の年金支給月に、年金から天引きされます。
- ◆普通徴収 年6回(7月から12月)に分けて町から送付される納付書または口座振替で納めます。

### 資格取得・喪失・変更

- 第1号被保険者の方、要介護認定を受けている第2号被保険者の方は、次のいずれかに該当するときは、14日以内に届け出てください。
- ・他市町村から湯浅町へ転入したとき
  - ・介護保険被保険者証をなくしたり、汚れ等で使用できないとき
  - ・湯浅町から他市町村へ転出するとき(本人名義の通帳も必要)
  - ・死亡したとき(相続人代表者名義の通帳も必要)

### 介護サービスを利用したい方へ

申請には、介護保険被保険者証、医療保険被保険者証が必要です。  
第2号被保険者の方の申請は国が定めている特定疾病と診断された方に限られます。

## 地域包括支援センター

問 地域包括支援センター(福祉課内)  
☎64-1120(内線101・102)

介護保険制度に基づき、平成18年4月から湯浅町に設立されました。

高齢者の方が地域で自立した生活を続けられるよう、さまざまな相談をお聞きし、支援します。

### どんな職員がいるの?

主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士の専門職員がいます。



主任ケアマネージャー 保健師 社会福祉士

### こんな事をしています

- 主に4本柱で支援します。
- 1. 介護予防事業や軽度の方の介護サービス利用の調整をします**  
例えば ※介護予防体操に取り組みたい。  
※要介護認定の申請をしたい。  
※今の健康を維持したい。
  - 2. 地域で支え合うため、様々な機関との連携・調整をします**
  - 3. 皆さんの権利を守ります**  
虐待を早期発見したり、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用について、相談を聞き、説明させていただきます。  
例えば ※金銭管理に自信が持たなくなってきた。  
※高齢者虐待ってどのような事ですか。  
※虐待されている方がいる。

### 4. あらゆる相談をお聞きします

介護に関する悩みだけでなく、福祉や医療など生活上の悩みや相談も受けます。徐々に平均寿命が延びる中、介護される側、介護する側、無理をせずに地域にあるサービスを活用して、住民のみなさんがお互いに住みやすい湯浅町にしましょう。

## 介護予防・その他利用事業

問 福祉課 介護保険係・地域包括支援センター  
☎64-1120(内線101・102)

住み慣れた湯浅町で、いつまでも元気に暮らしたい。そんな願いをかなえるために、元気なときから介護の必要な状態になることを予防しましょう。

### 介護予防事業

- ◆高齢者筋力トレーニング教室  
ふれあいプラザ・総合センターにて実施
- ◆お元気体操  
各老人憩の家等にて実施
- ◆認知症対策  
わくわく教室
- ◆ぴあサロン  
認知症の方と家族の交流会



### その他利用事業

- ◆配食サービス  
◆対象  
おおむね80歳以上の一人暮らしや高齢者世帯の方や障がいのある方。  
(一食 400円 町県民税非課税世帯・生活保護世帯 250円)
- ◆家族介護用品(紙おむつ)支給事業  
◆対象  
在宅の要介護者(要支援2以上常時失禁状態の方)で所得税非課税世帯の方。(紙おむつ・尿とりパッドを支給:3ヶ月に1回 年額55,000円分を限度)

### ◆家族介護慰労金支給事業

要介護4・5で町民税非課税世帯の在宅高齢者が、過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合に、介護者に10万円の慰労金を支給。

### ◆成年後見制度利用者支援事業

親族がいない、親族による後見開始の審判申し立てが期待できず費用負担できない方には、町長が成年後見人制度の申し立てを行い、後見人等の報酬を町より負担。

### ◆総合事業

65歳以上の方にチェックリストを実施し、該当する方に対して、訪問型、通所型のサービスを提供する事ができます。

## 高齢者入所施設

◆養護老人ホームなぎ園 問 ☎63-6886

老人福祉法に基づき設置した施設であり、65歳以上で健康上、環境上または経済的な理由で自宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所、養護を目的としています。

### ◆施設の概要

組織町	湯浅町、広川町、有田川町
所在地	有田郡湯浅町吉川160
構造	鉄骨平屋建
定員	70名
居室	全室個室

◆特別養護老人ホーム「潮光園」 問 ☎63-3381

有田周辺広域圏事務組合(有田市・湯浅町・広川町・有田川町)が設置した施設で、居室での介護が難しい方の入所施設です。入所には介護保険で要介護3以上の認定が必要です。

### ◆施設の概要(令和4年12月移転予定)

所在地	湯浅町湯浅2343番地1
構造	鉄筋コンクリート造3階
定員	94名 短期入所4名(多床室)、50名(多床室)、40名(ユニット)
居室	2人部屋 1室、4人部屋 13室、個室 40室

広告

新地域福祉センター 令和4年8月竣工

**福祉(安心)と防災(安全)の町づくり**

**住民が支え合う町 湯浅町**

社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会

湯浅町橋原126

**TEL.0737-63-5175**

介護のお悩み等、お気軽にご相談ください

社会福祉法人 恩賜財団 済生会

介護老人保健施設 **ライフケア有田**

<http://carida.jp/>

目くばり  
気くばり  
思いやり

入所サービス  
ショートステイ  
デイケア

〒643-0007 有田郡湯浅町大字吉川152-1

TEL:0737-63-5564  
FAX:0737-63-5606



広告

社会福祉法人 平成福祉会

**かぐのみ苑湯浅**

特別養護老人ホーム  
ショートステイサービス  
グループホーム  
デイサービスセンター  
ホームヘルプサービス

湯浅町湯浅2032-1

電話:0737-65-3636  
FAX:0737-65-3637